

第5回 光市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和2年10月16日（金）午前9時30分から10時00分

2 開催場所 光市役所 大会議室1・2号

3 出席委員（21人）

農業委員

1番	田村	尚利
2番	河村	晴夫
3番	出穂	真奈美
4番	小林	勉
5番	鬼武	敬子
7番	宮内	昭壽
8番	藤本	準一
9番	吉岡	弘
10番	山本	忠男
11番	弘田	靖
12番	田村	耕一（会長）

農地利用最適化推進委員

1番	國弘	久男
2番	濱田	俊文
3番	末岡	博
4番	小山	秋芳
5番	重田	正憲
6番	城	俊治
7番	小田	博
8番	秋山	孝
9番	森本	鉄之
10番	西村	隆裕

4 欠席委員

農業委員

（1人）

6番 西岡 正信

農地利用最適化推進委員（0人）

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

議案 第1号 農地法第5条転用許可申請に対する許可決定について

議案 第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の承認について

報告 第1号 農地法第4条転用届出に係る局長専決処理について

報告 第2号 農地法第5条転用届出に係る局長専決処理について

報告 第3号 非農地証明について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 弘 光宣

農地係長 森重 康男

農政振興係長 松原 耕二

議長

みなさんおはようございます。

それでは第5回農業委員会総会を開会します。

本日の総会にあたり、6番 西岡 正信 委員より欠席の連絡がありました。

本日出席の農業委員は11名、農地利用最適化推進委員は10名で定足数に達しており、総会は成立しています。次に、光市農業委員会総会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ございませんか。

(なしの声)

それでは、本日の議事録署名委員は、9番 吉岡 弘 委員、10番 山本 忠男 委員、にお願いします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の松原係長を指名いたします。

それでは議事に入りたいと思います。

事務局

それでは、議案第1号 「農地法第5条転用許可申請に対する許可決定について」です。

今月の申請は1件でございます。

それではご説明いたします。参考資料としてお付けしている位置図も併せてご覧ください。

本件は、使用貸借権の設定による申請です。

申請者ですが、借受人は申請地のそばにお住まいの教員の個人で、貸付人は借受人の妻です。

申請のあった土地は、大字岩田地内の市役所大和支所から北西約1kmに位置する1筆で、登記地目は畑、面積は240㎡の自作地です。

昨年焼失した住居の建替えに当たり、既存の宅地と隣接する妻の所有の畑を借受け宅地として一体利用しようとするものです。

では、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明します。

許可の要件として、立地基準と一般基準があります。まず、立地基準ですが、農地を営農条件、市街地化の状況から判断し5種類に区分し優良な農地の転用を厳しく制限しております。

まずは「農地の区分」です。

当該農地には、都市計画法に基づく用途区域が定められていることから第3種農地になります。第3種農地は原則許可することとなっております。

ここからは、一般基準です。事業の実施について、その確実性・周辺農地への影響等について審査いたします。

まず、「転用の目的」ですが、自己用住宅建築であり、問題ないものと判断します。

次に、「資力及び信用」についてですが、提出されている融資証明書等から、問題ないものと判断します。

それから「転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況」ですが、農地基本台帳によると貸借等の関係も特になく、これには該当いたしません。

続いて「遅滞なく転用目的に供することの確実性」についてですが、事業計画書等により、問題はないと判断します。

次に「行政庁の免許、許可、認可等の処分見込み」についてですが、該当するものではありません。

次は「一体利用地の利用見込み」についてですが、合わせて利用される隣接する宅地も妻の所有であり問題ないものと判断します。

さらに「計画面積の妥当性」についてですが、申請に係る農地面積が、事業の目的から見て適正と認められない場合は許可しないことになっていますが、事業計画書等から判断し、適当であると考えます。

続いて「周辺の農地に係る営農条件への支障の有無」についてですが、転用目的が自己用住宅建築であり、被害防除計画書の内容等からも判断し、近接農地の日照・通風等については問題ないと考えます。

以上、許可に必要な要件はすべて満たしていると判断いたします。

なお、この件につきましては、森本委員に調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。

説明は以上でございます。

議長

森本委員、補足説明をお願いします。

推進9番

補足は特にありません。

議長

これより質疑に入ります。何かございませんか。

(なしの声)

ないようですので採決いたします。

議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を
お願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第1号は原案のとおり決定いたしました。

つづいて議案第2号の説明をお願いします。

事務局

つづいて議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定
に基づく農用地利用集積計画の承認について」です。

光市長から、農用地利用集積計画の承認を求められています。

これは、農地法の許可を必要とせずに市が計画した農用地利用集積計
画に基づいて、農地の貸し借りができる制度です。市が公告することで
効力が発生しますが、事前に農業委員会の承認が必要となります。

別紙の農用地利用集積計画書をご覧ください。

新規のみで4件、5筆で面積は3,393㎡、です。

貸し手、借り手、土地の所在その他、各計画内容につきましては、記
載のとおりでございます。

なお、以上の計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強
化促進法第18条第3項の要件を満たしております。

説明は以上です。

議長

これより質疑に入ります。何かございませんか。

(なしの声)

ないようですので採決いたします。

議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を
お願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり決定いたしました。
続きまして報告事項をお願いします。

事務局

それでは、報告事項1号から3号は一括して説明申し上げます。

まず報告第1号「農地法第4条転用届出に係る局長専決処理について」です。

届出の件数は、1件でございました。

内容については記載のとおりでございます。

なお、届出書類は添付書類も含めて完備しておりましたので、事務局長専決により受理いたしました。

つづいて報告第2号「農地法第5条転用届出に係る局長専決処理について」です。

届出の件数は、3件でございました。

内容については記載のとおりでございます。

なお、届出書類は添付書類も含めて完備しておりましたので、事務局長専決により受理いたしました。

つづいて報告第3号「非農地証明について」です。

証明願の件数は3件でございました。

内容については記載のとおりでございます。

地区担当の委員さんほか2名の委員さんと、事務局1名による現地調査の結果、記載のとおり農地法の適用を受けないものであると認め、証明書を交付しました。

説明は以上です。

議長

只今の報告第1号から第3号について、質問、意見等がございましたらお願いします。

(なしの声)

質問、意見等が無いようでしたら、これらは報告案件でございますので、御了解いただきたいと存じます。

以上で第5回光市農業委員会総会を閉会いたします。

上記は、令和2年10月16日開催の第5回光市農業委員会総会の議事録である。

令和2年 月 日

光市農業委員会 会長 田村 耕一

上記の議事録は、正当と認め署名いたします。

議事録署名人

光市農業委員 _____ 印

光市農業委員 _____ 印